別紙２（診療用放射線照射装置）

１　診療用放射線照射装置に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 製作者名 |  |
| 型式 |  |
| 核種及び物理的半減期 |  |
| １個（台）当たりの数量（GBq）及び個（台）数 |  |
| 合計数量（GBq） |  |
| 用途 | □体外照射による放射線治療用（テレコバルト）□体腔内放射線治療用（ＲＡＬＳ）□核医学撮像装置の吸収補正用□血管内放射線治療用（３２Ｐ、９０Ｓ-９０Ｙ、９０Ｙ）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用場所 | □診療用放射線照射装置使用室□放射線治療病室□診療用放射性同位元素使用室□エックス線診療室（室名　　　　　　　　　　） |

２　照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備

|  |  |
| --- | --- |
| 照射口が閉鎖されている状態で放射線源の収納容器から１ｍの距離において70µGy／時以下になる構造 | 有　　・　　無 |
| 二次電子濾過板 | 有　　・　　無 |
| 照射口開閉用遠隔操作構造 | 有　　・　　無 |
| インターロック | 有　　・　　無 |

３　診療用放射線装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 使用室名 |  |
| 画壁等の材質及び厚さ等 | 区分 | 構造 | 材料 | 厚さ（ｍｍ） |
| 天井 |  |  |  |
| 周囲の画壁 | 東面 |  |  |  |
| 西面 |  |  |  |
| 南面 |  |  |  |
| 北面 |  |  |  |
| 床 |  |  |  |
| 出入口の扉 |  |  |  |
| 使用室の壁、床等は突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすきまが少ない構造 | 有　　・　　無 |
| 画壁等の外側における実効線量を１mSv／週以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 主要構造部等の耐火性 | 耐火構造　・　不燃材料を用いた構造 |
| 出入口の数 | ・通常の出入口　　か所・その他　　　　　か所（用途　　　　　　　　　） |
| 放射線発生時の自動表示装置 | 有　　・　　無 |
| 使用室である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　　・　　無 |
| エックス線装置の使用 | 有（装置名：　　　　　　　　　　　　　　　）　無 |

４　貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 貯蔵方法 | 貯蔵室　・　貯蔵箱　・　貯蔵容器 |
| 外部と区画された構造 | 有　　・　　無 |
| 貯蔵施設である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| 画壁等の外側における実効線量を１mSv／週以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 貯蔵室 | 主要構造部等の耐火構造 | 有　　・　　無 |
| 画壁等の材質及び厚さ等 | 区分 | 構造 | 材料 | 厚さ（ｍｍ） |
| 天井 |  |  |  |
| 周囲の画壁 | 東面 |  |  |  |
| 西面 |  |  |  |
| 南面 |  |  |  |
| 北面 |  |  |  |
| 床 |  |  |  |
| 出入口の扉 |  |  |  |
| 出入口の構造等 | 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸 | 有　　・　　無 |
| 出入口の数 | ・通常の出入口　　か所・その他　　　　　か所（用途　　　　　　　　　） |
| 鍵等の閉鎖設備・器具 | 有　　・　　無 |
| 貯蔵箱 | 耐火性の構造 | 有　　・　　無 |
| 扉、ふた等への鍵等の閉鎖設備・器具 | 有　　・　　無 |
| 扉、ふた等解放時の1mの距離における実効線量率が100µSv／時以下になる構造 | 有　　・　　無 |
| 貯蔵容器 | 貯蔵時の1mの距離における実効線量率が100µSv／時以下になる構造 | 有　　・　　無 |
| 放射性同位元素の種類及び数量の表示 | 有　　・　　無 |
| 貯蔵容器である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| 受け皿、吸収材等の設備・器具 | 有　　・　　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　　・　　無 |

５　運搬容器の構造及び予防措置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 運搬時の1mの距離における実効線量率が100µSv／時以下になる構造 | 有　　・　　無 |
| 放射性同位元素の種類及び数量の表示 | 有　　・　　無 |
| 運搬容器である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |

６　放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 放射線治療病室の名称 |  |
| 病室数及び１室当たりの病床数 | 室　・　　　　床／室 |
| 画壁等の材質及び厚さ等 | 区分 | 構造 | 材料 | 厚さ（ｍｍ） |
| 天井 |  |  |  |
| 周囲の画壁 | 東面 |  |  |  |
| 西面 |  |  |  |
| 南面 |  |  |  |
| 北面 |  |  |  |
| 床 |  |  |  |
| 出入口の扉 |  |  |  |
| 病室の床、壁等の構造 | 突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造 | 有　　・　　無 |
| 平滑で、気体・液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料での表面仕上げ | 有　　・　　無 |
| 画壁等の外側における実効線量を１mSv／週以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 放射線治療病室である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| １室に２人以上を入院させる場合の防護措置 | 有　　・　　無 |
| 入院患者に付する標示 | 有　　・　　無 |
| 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　　・　　無 |

７　その他放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理区域境界 | 実効線量を1.3mSv／３月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 管理区域の旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| 管理区域への立入制限措置 | 有　　・　　無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量を250µSv／３月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv／３月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等） | □鉗子・ピンセット　□防護衣（　　　　ｍｍＰｂ）□防護衝立（　　　ｍｍＰｂ）□防護スクリーン（　　　ｍｍＰｂ）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | □ＯＳＬ線量計　□蛍光ガラス線量計（リングﾞ型含）□電子式ポケット線量計　□ＴＬＤ（リング型含）□その他（　　　　　　　　） |

８　診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び
放射線診療に関する経歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 職種 | 登録年月日及び登録番号 | 放射線診療に関する経歴 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注意事項

１　診療用放射線照射装置を使用する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。

２　隣接室、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記した診療用放射線　照射装置使用室、放射線治療病室及び貯蔵施設の平面図及び断面図を添付すること。（診療用放射　線照射装置等の図面は、各室ごとに熱源の位置、熱源から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの　距離（ｍ）並びに画壁等の材質、厚さ及び縮尺を記入した縮図とする。）

３　診療用放射線照射装置使用室等と居住区域、敷地境界及び病室の関係がわかる図面を添付するこ　と。（図面は、熱源からの距離（ｍ）、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）

４　診療用放射線照射装置使用室等の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること。